

お知らせ

令和7年(2025年)2月10日

報道機関各位

函館市教育委員会生涯学習部管理課

職員の懲戒処分について

このことについて、別紙のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

被処分者の所属等	所属 教育委員会・一般職 年代 40代
事案の概要	<p>令和3年11月15日、自家用車での通勤途中において、交差点を左折進行するにあたり、交通事故を起こし、同交差点の横断歩道を歩行していた被害者1名に傷害を負わせた。</p> <p>また、自己の運転に起因して人に傷害を負わせたにもかかわらず、被害者を救護する等必要な措置を講じず、かつ、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかった。</p>
処分内容	停職1月
処分年月日	令和7年2月7日
その他特記事項	

担当 函館市教育委員会生涯学習部管理課
電話 (0138) 21-3476